

一般社団法人 日本応用数理学会 資産管理運用規程

平成 29 年 6 月 2 日 理事会 制定
平成 30 年 11 月 30 日 理事会 改正

第 1 条（目的）

この規程は、一般社団法人日本応用数理学会（以下、学会）定款第 4 4 条に従い、学会の資産の管理および運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（資産の種別）

この法人の資産を分けて、基本財産と指定積立金、その他の財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 指定積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積み立てることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で指定積立金に繰り入れることを決議した財産

4 その他の財産は、基本財産と指定積立金を除く資産とする。

第 3 条（資産の管理）

前条の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の処分あるいは運用形態の変更を行うときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

2 指定積立金は、理事会が別に規程を定めて管理するものとする。指定積立金の処分は、それぞれ定められた規程によるものとする。

第 4 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議により実施する。

附則

本規程の改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。